

第3章 災害応急対策

津波発生時における人的被害を防ぐため、津波災害が予想される際の初動対応及び津波情報の収集・伝達計画、避難誘導対策並びに避難者・住宅対策について定める。

なお、

第1節 初動対応

1 初動対応期の活動概要

津波による災害の発生が予想される場合の初動対応期の活動は、以下を基本とし、「東海市災害対策活動要綱」に基づき、迅速かつ的確な初期対応を図る。

活動項目	初期対応期の活動概要
①職員の参集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹部職員との連絡・協議・意思決定 ・ 参集指示（指令）
②庁舎内の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来庁者及び職員の安全確保 ・ 庁舎内の点検・応急措置
③災害対策本部の立ち上げ・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部室の設営 ・ 適時、災害対策本部員会議を開催
④被害情報（地震・津波情報含む）の収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象庁等の情報を通じて概況を把握 ・ 被害情報を愛知県等に報告
⑤津波災害への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樋門を閉鎖（第1波到達時間に余裕がある場合） ・ 消防団、民生委員、自主防災組織等と連携し、避難行動要支援者の避難を支援 ・ 社会福祉施設は、入居者の安全確保 ・ 小中学校・保育園等は、生徒・児童・園児の安全確保
⑥地域住民への注意の呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波注意報・警報等に基づき、津波警戒情報を地域防災無線、コミュニティFM、サイレン、メール、ツイッター等により関係住民等に伝達

2 職員の連絡・参集

津波災害に関わる職員の連絡方法は以下のとおりとする。

発災時	方法
勤務時間内	・ 防災危機管理課の職員が、電子メール等を用いた情報伝達システム（Jアラート連動あり）、庁内放送、庁内電話等により迅速に連絡する。
勤務時間外	・ 防災危機管理課の職員が、電子メール等を用いた情報伝達システム（Jアラート連動あり）により迅速に連絡する。 ・ 東海市に震度5弱以上の地震発生又は津波警報・東海地震注意情報が発令された場合は、対象者を参集させる（自動召集）。

3 災害対策本部の設置

地震・津波に関わる災害対策本部の設置基準は、以下のとおりとする。

- ・ 震度5弱以上の地震が発生した場合
- ・ 市沿岸部に津波警報（津波・大津波）が発表された場合
- ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合
- ・ その他市長が必要と認めた場合

第2節 情報収集・伝達計画

市は、気象庁や名古屋気象台から発表される津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知したときは、避難情報の判断・伝達マニュアル（策定中）に基づき、地域防災無線やコミュニティFM、緊急速報メール等により避難指示等を行う。

1 津波情報

(1) 津波警報・注意報の発表

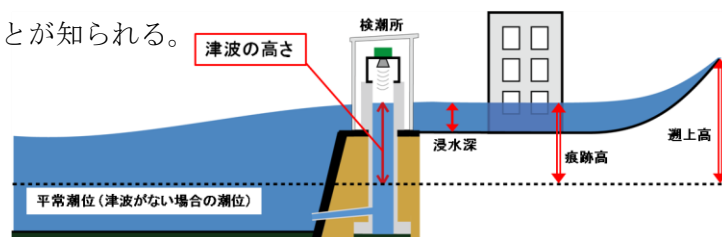
津波警報・注意報は、気象庁又は名古屋地方気象台により、地震が発生してから約3分を目標に以下のとおり発表される。

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
特別警報	大津波警報 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
警報	津波警報 予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
注意報	津波注意報 予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

資料：気象庁ホームページ（津波警報・注意報、津波情報、津波予報について）

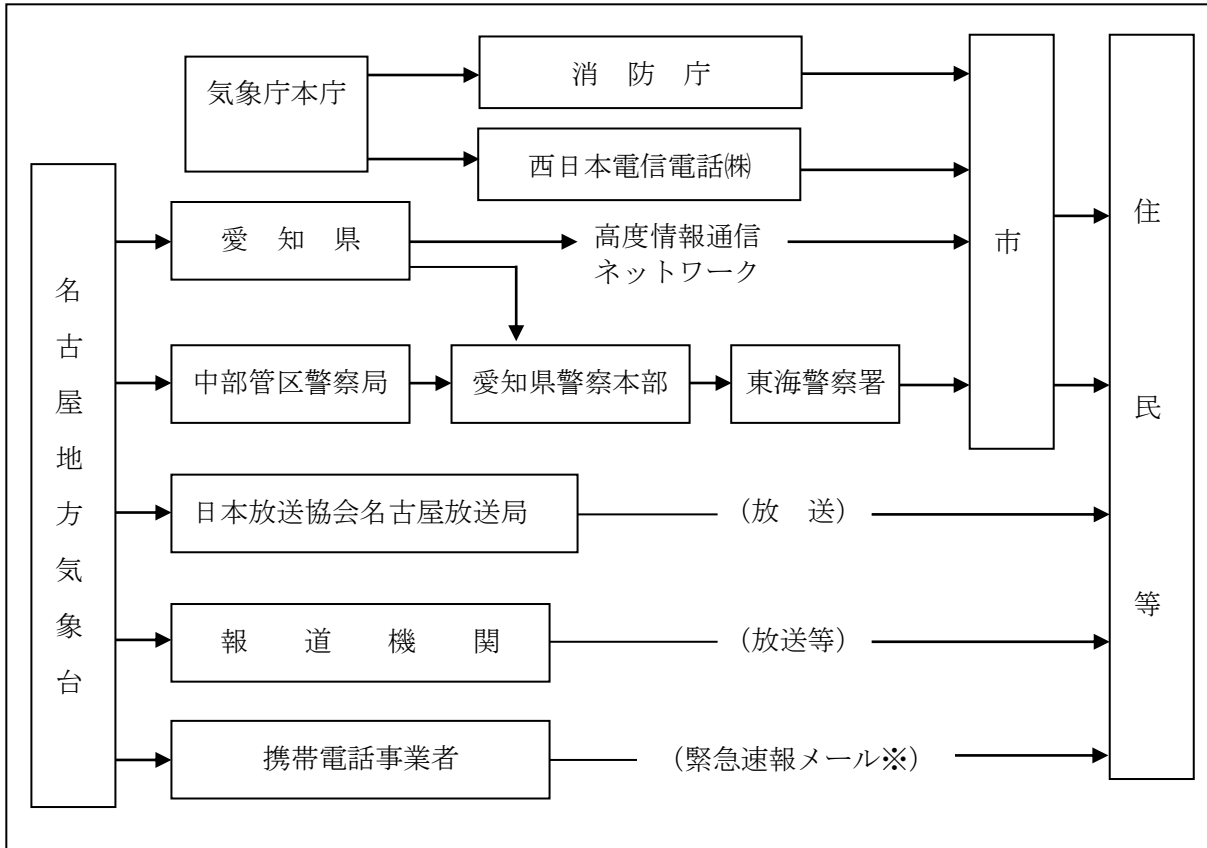
参考：検潮所における津波の高さと浸水深、痕跡高、遡上高の関係

- ・「津波の高さ」とは、津波がない場合の潮位（平常潮位）から、津波によって海面が上昇したその高さの差を言う。
- ・海岸から内陸へ津波がかけ上がる高さを「遡上高（そじょうこう）」と言う。
- ・「遡上高」は気象庁から発表される「予想される津波の高さ」と同程度から、高い場合には4倍程度までになることが知られる。



(2) 津波情報の伝達

市及び関係機関は、津波警報等の情報を次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。



※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

(3) 津波警報・注意報等の標識

津波警報等のサイレン音での伝達は、予報警報等標識規則に基づき、以下のとおり行う。

標識の種類		サイレン音
特別警報	大津波警報	
警報	津波警報	
注意報	津波注意報	
解除 (津波注意報及び津波警報)		

(注) 吹鳴の反復は、適宣とする。

2 海面の監視

市は、津波予報が発表された場合は、テレビ、インターネット等からの情報収集に努めるとともに、消防機関、消防団と協力し、海面監視による津波監視を行う。海面監視等による情報収集は、高台等の安全な場所の監視地点から、消防団等が目視等により行う。異常を覚知した場合は、次に定めるところにより伝達する。

海面監視地点	実施機関	連絡手段	伝達先
天白川河口部	東海市消防団 第1分団	地域防災無線、一般 加入電話等	東海市役所 防災危機 管理課 052-603-2211(代)
大田川河口部	東海市消防団 第5分団		
信濃川河口部	東海市消防団 第7分団		

3 水門の閉鎖措置

(1) 水防上注意を要する水門

水防上注意を要する水門は、以下のとおりである。

水門の名称	取扱責任者
土留木川樋門	東海市消防団 第1分団長
大田川樋門	東海市消防団 第5分団長
信濃川樋門	東海市消防団 第7分団長
大田樋門	大田町内会
南柴田樋門	委託業者
東海海岸門扉	委託業者

(2) 閉鎖措置

水門の閉鎖は、操作員の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、閉鎖措置を行う。

発災の状況	閉鎖措置
時間的な余裕がある場合	操作員の安全を確保した上で、河川の水流・水量、潮の干満、降雨量等に考慮し、閉鎖する。
時間的な余裕がない場合	操作員の安全を確保するため、閉鎖しない。

第3節 避難誘導対策

1 避難の指示

避難指示の発令基準は、避難情報の判断・伝達マニュアル（策定中）に基づき、次のとおりとする。

津波予報区分等		避難指示発令等
特別警報	大津波警報	津波避難対象地域に対して直ちに避難指示を行う。
警報	津波警報	津波避難対象地域に対して直ちに避難指示を行う。
注意報	津波注意報	海岸堤防より海側に対して避難指示を行う。
遠地地震にて本市に大津波警報・津波警報・津波注意報が発令された場合		状況により、高齢者等避難・避難指示を発令する。

2 避難の指示の内容

市長は、避難の指示をする場合、次の内容を明示して実施する。

避難指示の内容

- ・ 津波避難対象地域
- ・ 避難先
- ・ 避難指示の理由
- ・ その他の必要な事項

避難指示の伝達内容の例(大津波警報、津波警報が発表された場合)

こちらは、東海市です。
大津波警報（または、津波警報）が発表されたため、〇時〇分に〇〇地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。
ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。

3 避難の措置と周知

市は、津波予報の発表等と同時に、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、地域の住民に対して、その内容の周知を図るものとする。

(1) 住民への周知

津波警報等の緊急情報については、全国瞬時警報システム（Jアラート）により、東海市防災ラジオ、地域防災無線等を自動起動させるなど、地域住民に緊急情報を伝達する。

また、コミュニティFMや携帯電話会社の緊急速報メールなどの情報伝達手段を複合的に利用し、地域住民への迅速かつ的確な避難誘導等に努めるものとする。

【市の情報伝達手段】

手段		対象
コミュニティFM (防災ラジオを自動起動)		緊急起動装置により、コミュニティFMを自動起動し災害時割込放送により伝達
地域防災無線	屋外 (防災スピーカー)	沿岸部一体(21箇所)に伝達
	屋内	拠点避難所、避難可能箇所、公共公益施設、医療機関等に伝達
サイレン	市役所、小学校、消防署等	対象地域の住民全般に伝達
メール	エリアメール	市内にいるNTTドコモの携帯電話所有者(対応機種)に伝達
	緊急速報メール	市内にいるソフトバンク及びauの携帯電話の所有者(対応機種)に伝達
	安全安心メルマガ	ちたまるナビ登録者に伝達
ツイッター		フォロワーに伝達
東海市ホームページ (緊急防災情報)		インターネットによる対象地域を含めた不特定多数への伝達
報道機関との連携		テレビ、ラジオ等による対象地域を含めた不特定多数への伝達
消防車、広報車の巡回		対象地域の住民全般に伝達
自主防災組織、福祉関係者等への連絡 (電話、FAX、メール等)		対象地域の自主防災組織役員、災害時要援護者支援登録者、社会福祉施設、民生委員等に伝達

※全国瞬時警報システム(Jアラート):津波予報等について人工衛星を用いて気象庁等から送信し、地域防災無線等を自動起動することにより、緊急情報を瞬時に伝達するシステム

(2) 関係機関の相互連絡

市、県、警察、自衛隊及び名古屋海上保安部は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡する。

(3) 伝達の確認

市は、情報伝達が確実かつ迅速に行われるよう、情報伝達手段に関する定期的な訓練及びその改善に努める。また、臨海部の自主防災組織、消防団、臨海部の企業等と、確実な情報伝達のための体制を整備する。

4 避難行動要支援者への避難行動支援

市は、「要介護認定を受けた者のうち、要介護3以上と判定されたもの」、「身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、視覚障害の程度が1級若しくは2級のもの、聴覚障害の程度が2級のもの、上肢機能障害の程度が1級若しくは2級のもの、下肢機能障害の程度が1級若しくは2級のもの又は体幹機能障害の程度が1級、2級若しくは3級のもの、呼吸器機能障害の程度が1級のいずれかであるもの」、「療育手帳の交付を受けた者のうち、障害の程度がA判定であるもの」、「精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち、精神障害が1級であるもの」、「特定疾患医療受給者のうち、重症患者認定のもの」、「上述以外で、災害時に自ら避難することが困難な者であって、支援が必要なもの」のうち、避難行動支援を希望する人については、自主防災組織、民生・児童委員、防災・福祉関係機関、警察署、消防署、消防団等の避難支援者の協力を得て、予想される津波到達時間も考慮しつつ、避難行動要支援者に対し以下のような支援を行うものとする。

■ 避難行動要支援者への避難行動支援

- ・ 安否確認及び避難情報の伝達
- ・ 避難場所までの付き添い又は搬送

(1) 安否確認及び避難情報の伝達

市は、避難行動要支援者の避難行動支援のため、あらかじめ整備した避難行動要支援者名簿等を活用し、あんしん電話の他、障害の区分等に配慮した多様な手段により安否確認及び避難情報の伝達を行う。

(2) 避難場所までの付き添い又は搬送

避難支援者は、避難支援者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、避難行動要支援者の名簿情報等に基づき、避難場所までの付き添い又は搬送を行う。また、被災地域の状況や特性を踏まえつつ、名簿情報等について避難場所等の責任者に引き継ぐとともに、避難場所等から避難所への搬送を行う。

第4節 避難者・住宅対策

1 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設

市は、必要に応じ、避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

※市内 8 ホテルと「災害時における宿泊施設等の利用に関する協定」を締結（令和 3 年（2021 年）12 月時点）

(2) 避難所の運営管理

避難所を開設したときは、秩序保持等のため、次の措置を講ずる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">a. 避難者の名簿を作成して、住所、氏名、家族構成等の把握b. 避難所において発生した事項及び災害対策本部等から搬送された物資等の受払いの記録c. 避難者に対する災害情報及び応急対策実施状況の伝達d. 避難者に対する各種相談業務 |
|---|

※市内 15 施設と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結（令和 3 年（2021 年）12 月時点）

2 応急仮設住宅建設

(1) 建設用地の確保

市は、津波被害の住宅対策として、津波浸水地域外に応急仮設住宅の建設用地を確保する。原則として、市有地、県有地または国有地を活用することとし、不足する場合は、民有地を活用することとする。

なお、応急仮設住宅必要戸数は、地震・津波被害により応急仮設住宅として新たに建設が必要な戸数とし、次の式により想定した約 868 戸を当面の目標とする。

$\begin{aligned} \text{必要戸数} &= (\text{地域防災計画での応急仮設住宅建設可能戸数}) \\ &\quad + (\text{津波による建物全壊想定世帯数} \times \text{必要供給割合}) \\ &= (626 \text{ 戸}) + (606 \text{ 世帯} \times 0.4) \\ &\approx 868 \text{ 戸} \end{aligned}$

計算に活用した設定値の考え方は以下のとおりである。

項目	設定値	考え方
地域防災計画での応急仮設住宅建設可能戸数	626 戸	応急仮設住宅可能箇所の可能戸数を地震災害の必要戸数と想定
津波による建物全壊想定世帯数	606 世帯	想定津波による浸水深 2m 以上に該当する住民基本台帳での町字別の人口（約 1,426 人）を平成 27 年（2015 年）4 月 1 日時点の本市の世帯人口（2.35 人/世帯）で除したもの
必要供給割合	0.4	東日本大震災での福島県以外の応急仮設住宅建設数/住家全壊数（国土交通省資料）より算出

(2) 収容対象者

地震・津波災害により被災し、災害救助法に基づき、次のいずれにも該当する者を原則とする。

- a. 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
- b. 居住する住家がない者であること。
- c. 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。

(3) 入居者の選定

市は、要配慮者や地域コミュニティに十分配慮し、優先順位を決めたうえで入居者の選定を行う。

(4) 運営管理

市は、応急仮設住宅が被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。この際、以下の点等に配慮を行う。

- a. 応急仮設住宅における安全・安心の確保
- b. 孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア
- c. 入居者によるコミュニティの形成及び運営
- d. 女性を始めとする生活者の意見を反映